

熊本市公共事業環境配慮指針に基づく
環境配慮の実施状況について
(平成27年度報告)

熊本市 環境政策課

熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境配慮の実施状況について（平成 27 年度報告）

本市の公共事業において、「熊本市公共事業環境配慮指針」に基づく環境配慮の実施状況について報告するものである。今回、報告対象としているのは、平成 27 年度中に公共事業環境配慮評価会議で評価した事業（第 1 種事業）、チェックシート等で評価した事業（第 2 種事業）、工事が完了し、環境配慮結果が報告された事業である。

【重点配慮事項について】

環境保全都市宣言や環境総合計画等に基づくもので、公共事業を構想・計画する段階での環境配慮の必須事項としている。

重点配慮事項	主な配慮事項
1 環境保全型エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入
2 省エネルギーの推進	省エネルギー型照明などの導入
3 その他温室効果ガスの発生抑制	アイドリングストップ
4 地下水のかん養及び保全	雨水浸透ますの設置
5 緑の創出及び保全	敷地面積の 20%以上の緑化目標
6 建築廃棄物の減量及びリサイクルの推進	再生骨材の利用

※各重点配慮事項の詳細は、熊本市公共事業環境配慮指針 9 ページ以降参照。

※現況は平成 28 年 3 月 31 日現在。

1. 指針に基づき評価を行った事業

①公共事業環境配慮評価会議で評価した事業（第 1 種事業） 計 1 件

事業種類 (件数)	事業・工事名	現況	重点配慮事項	担当課
建築物整備事業 及び造成事業 (1)	植木体力・健康づくり拠点施設整備事業	工事中	1, 2, 3, 4, 5, 6	スポーツ振興課

②チェックシート等が提出され評価した事業（第 2 種事業） 0 件

2. 工事完了後に環境配慮結果が報告された事業（主な実施例）

・平成 27 年度中に工事が完了し、環境配慮結果が報告された事業 計 5 件

事業種類 (件数)	事業・工事名 (担当課)	種別	重点 配慮 事項	主な実施例
造成事業及び 道路・街路整備 事業 (1)	新駅（近見駅）駅前広場整備事業、交 差点新設工事（交通政策課）	第 2 種	3	排出ガス量を軽減する機械を使用する
			4	植樹帯の確保
			6	建設廃棄物は全て中間処理場へ搬入 し、適正処理（再資源化）を行う。
建築物整備事業 (4)	東部土木センター移転増築工事（東部 土木センター）	第 2 種	1	太陽光発電設置 4kw
			5	既存緑地面積の保持
	託麻南小学校校舎増築事業（施設課）	第 2 種	2	工事で LED 照明の導入
			4	砕石層で雨水
	（仮称）北消防署庁舎建設事業（消防 局管理課）	第 2 種	1	太陽光発電設置 10kw 相当
			5	緑地の配置実施
	白山保育園大規模改修（保育幼稚園 課）	第 2 種	4	透水性舗装や透水性側溝の採用
			6	建設廃棄物の発生抑制等を実施